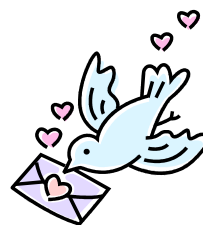


～あかり行政書士事務所通信～

第 4 号(2014.6.5)



☆遺留分とは

たとえば、夫が愛人にすべての財産を譲る遺言を作ったとします。もし夫が亡くなりこの遺言が実行されれば、残された家族は住んでいる家も預金もすべて愛人に奪われてしまいます。そのような事態にならないよう、一定の相続人には**遺産総額から最低限受け取ることができる割合**が民法に規定されています。それが「遺留分」です。



☆遺留分の割合(民法 1028 条)

遺留分は直系尊属(父母や祖父母)のみが相続人である場合は**相続財産の3分の1**です。

また、それ以外の場合は**相続財産の2分の1**です。

ただし**兄弟姉妹には遺留分がありません**。

先ほどの事例でも、残された家族の遺留分は遺産総額の2分の1ですので、すべてが愛人に奪われることを阻止することができますといえます。

☆遺言と遺留分

このように、いくら遺言で自分の意思通りの相続を希望しても、それが誰かの遺留分を侵害してしまう場合、その相手方から「**遺留分減殺請求**」をされるおそれがあります。余計な紛争を回避するためにも、**遺留分を侵害しないような遺言にすることは重要**です。また、やむなく遺留分を侵害してしまう遺言を残す場合にも、遺言書の中で遺留分減殺請求をしないようお願いしたり、可能であれば生前に関係者の理解を得ておくことも重要でしょう。

☆子どものいない夫婦の場合

夫婦の間に子どもがおらず、かつ夫婦の両親もすでに他界しているような場合には、残された配偶者と、亡くなった配偶者の兄弟姉妹が相続人になります。長年夫婦で築いてきた財産の一部を、日頃疎遠な兄弟姉妹に渡したくないような場合には、遺言を残すことが特に有効です。

兄弟姉妹には遺留分がありませんので、「全財産を妻(夫)に相続させる」といった遺言を残せば兄弟姉妹に財産を渡すことを防ぐことができます。

この記事へのお問い合わせは 042-703-6059 までご連絡ください。(平日 10:30～18:30)

※外回り等でお電話に出ることができない場合がございますのでご了承ください。